議員提出議案第3号

自動車関係諸税等の抜本的見直しを求める意見書について

自動車関係諸税等の抜本的見直しを求める意見書を厚木市議会会議規則第 13 条第1項の規定により、次のとおり提出する。

令和7年10月6日

提出者	厚木市議会議員	髙	橋	知	己
賛成者	同	髙	橋		豊
	同	JII	口		仁
	同	渡	辺	貞	雄
	同	名	切	文	梨
	同	石	井	芳	隆
	司	いま	っさき	きかす	řや
	司	栗	Щ	香作	七子
	同	津	森	英里	! 花

自動車関係諸税等の抜本的見直しを 求める意見書

日本は人口減少・超少子高齢化社会を迎えているが、地方には自動車がなくては 生活ができない地域も多く広がる。また高齢者が身体的な衰えを自覚しながらも、 生活において自動車に頼らざるを得ない状況も生じている。地方自治体においては、 モビリティを通じ「誰もが自由で安全な移動を享受できる社会」に向けた、まちづ くりが求められている。同時にこうしたまちづくりが、地方経済の活性化・地方創 生の一助となり、また、安定した物流、自由な移動を通じた日本経済の活性化にも つながる。

しかし現在、自動車には取得・保有・走行の各段階において、複雑かつ過重な税 負担が課せられている。また、一般財源化により課税根拠が失われている税の存続 や消費税との二重課税など、様々な問題が指摘される中、事業や生活に自動車がか かせない地方の自動車ユーザーにとって大きな負担となっている。

よって、国においては、地方経済並びに地方財政に影響を与えることのないよう 必要な措置を講じることを前提とし、自動車ユーザーの負担軽減を図るべく、令和 8年度税制改正において自動車関係諸税等の抜本的な見直しを講じるよう強く求め る。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年10月6日

様

厚木市議会議長 瀧口 慎太郎